

服務違反調査委員会設置要綱

平成20年7月11日  
厚生労働大臣伺い定め

1. 設置

社会保険庁の服務違反について、社会保険庁が行った調査の検証、全職員を対象とした調査の実施並びに調査結果に基づく懲戒処分及び刑事告発の検討等を行うため、厚生労働大臣直属の服務違反調査委員会を置く。

2. 構成

- (1) 服務違反調査委員会に、委員を若干名置く。
- (2) 委員長は、委員の中から厚生労働大臣が指名する。
- (3) 服務違反調査委員会の下に、調査チームを置く。
- (4) 調査チームに調査員を若干名置く。

3. 庶務

服務違反調査委員会の庶務は、関係課の協力を得て、大臣官房人事課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

## 〔参考資料3〕

### 【服務違反調査委員会】

(記載順:職名別・五十音順)

職名	氏名	ふりがな	現職
委員長	水嶋 利夫	(みずしまとしお)	新日本有限責任監査法人前理事長
委員	赤松 幸夫	(あかまつゆきお)	赤松・米津総合法律事務所弁護士(元検事)
委員	秋山 をね	(あきやまをね)	株式会社インテグレックス代表取締役社長

### 【調査チーム】

職名	氏名	ふりがな	現職
調査員	飯田 藤雄	(いいだふじお)	志賀・飯田法律事務所弁護士
調査員	岩崎 哲也	(いわさきてつや)	中嶋法律事務所弁護士(元検事)
調査員	霜鳥 敦	(しもとりあつし)	霜鳥法律事務所弁護士(元検事)
調査員	長 文弘	(ちょうふみひろ)	長文弘法律事務所弁護士(元検事)
調査員	政木 道夫	(まさきみちお)	シティユーワ法律事務所弁護士(元検事)
調査員	米津 航	(よねづわたる)	赤松・米津総合法律事務所弁護士